税理士連絡協議会

令和８年 10 月８日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

税務相談チャットボット「税務職員ふたば」について【総務】

別添資料参照

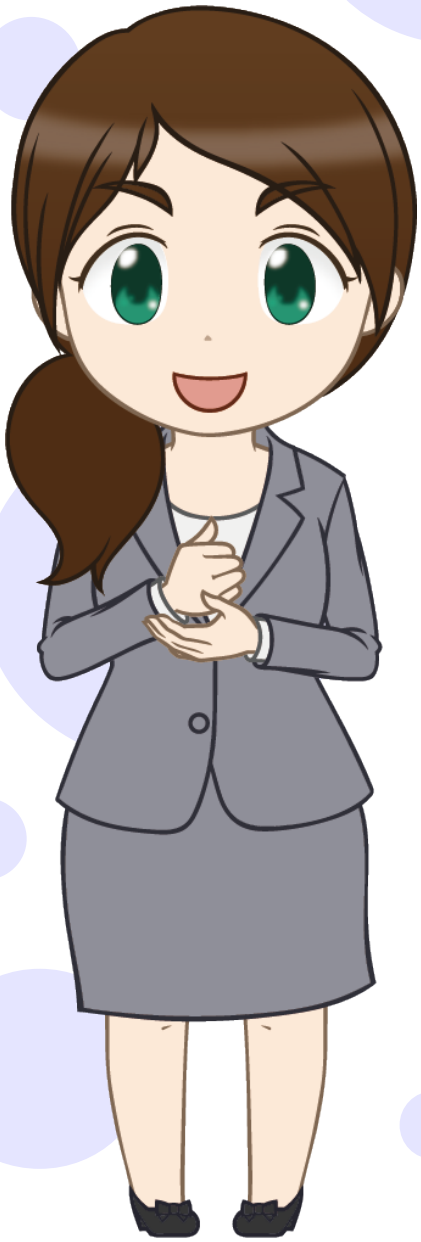
税目等	リリース日（予定）
年末調整	令和８年 10 月５日から 令和９年１月 31 日まで
所得税の確定申告	令和９年１月上旬から
インボイス制度	
消費税の確定申告	令和９年２月上旬から
贈与税の申告	

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます。

スマホでのご利用は
こちらから▼



税務職員ふたば

2026.10.5（月）相談開始

2027.1.31（日）　相談終了

New **年末調整**
（令和８年分）

▼以下の項目についても公開中

所得税の確定申告
（令和７年分）

e-Tax、確定申告書等作成コーナーの操作方法

消費税の確定申告
（令和７年分）

インボイス制度

贈与税の申告（令和７年分）

パソコンでもご利用できます！
こちらで検索▼

国税庁　ふたば

国税庁　法人番号7000012050002

手順1

相談内容を選択

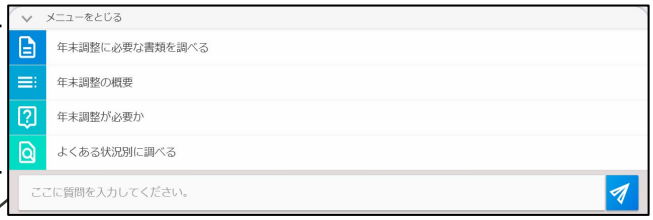


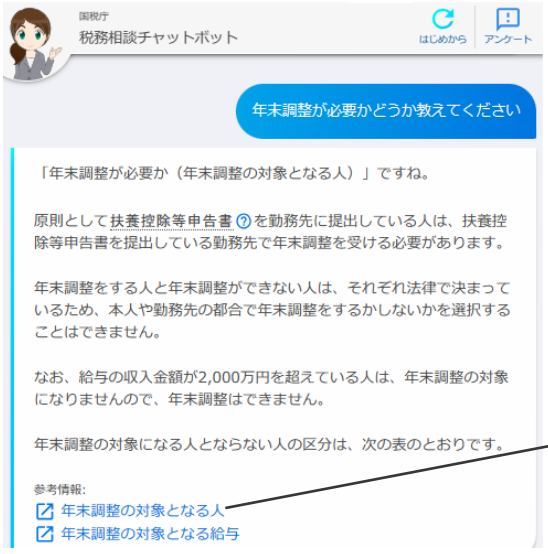
手順2

相談のしかたを選択

・メニューから選択

・文字で入力する





相談をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンクをクリック

・チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp)からご利用いただけます。
・画面は年末調整に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

チャットボットの設置場所及び画面遷移

年末調整チャットボットの公開期間：令和８年10月５日から令和９年１月31日まで

※画面イメージは、実際と異なる場合があります。

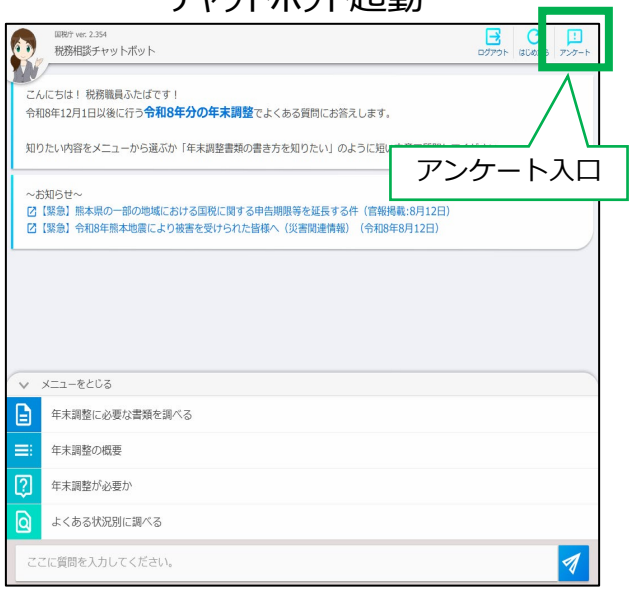
（国税庁HP）トップ



「チャットボットに質問する」ページ



チャットボット起動



（年末調整がよくわかるページ）トップ



タックスアンサー



チャットボットメニュー画面



最終改訂：令和８年８月

添付書面の記載及び有用事例について

名古屋国税局　課税総括課

目次

Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果　P１

Ⅱ　書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方　P３

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式　P４

Ⅳ　添付書面の具体的な作成基準　P10

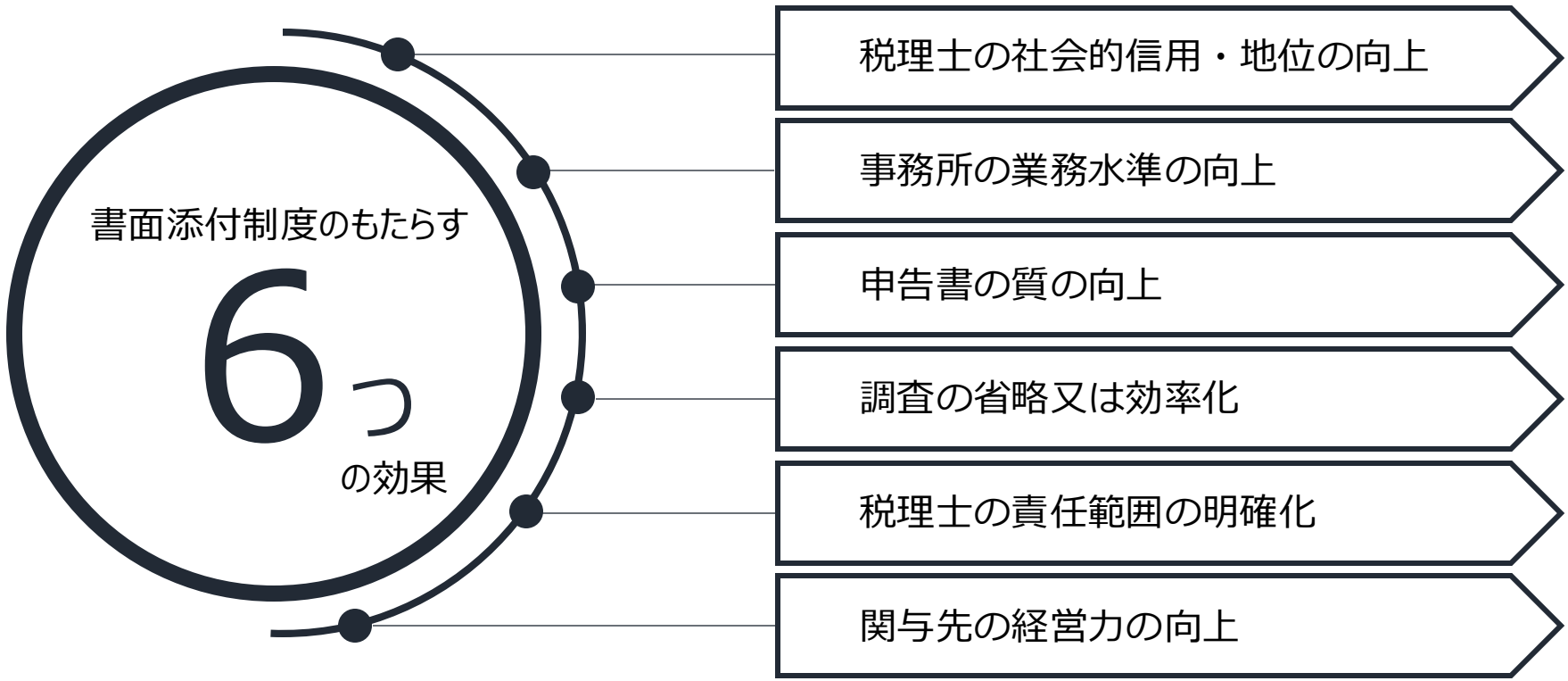
Ⅴ　税目別の有用事例　P11

申告所得税・法人税 P11 ／ 消費税 P33 ／ 相続税 P37

Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果

書面添付制度とは、税理士が作成又は審査した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを、税理士法第33条の２に規定する書面（いわゆる添付書面）や、税理士への意見聴取を通じて明らかにすることが可能な**税理士に付与された権利**であり、**法令に沿った適正な申告書の作成・提出に資する**とともに、国税当局もこれを尊重することで、**税務執行の円滑化・簡素化を図る**趣旨で作られた制度

日本税理士会連合会リーフレットより



Ⅰ　書面添付制度の趣旨・効果

書面添付制度の効果として、法第33条の２の書面に記載された事項は、税務の専門家である税理士からの申告書に関する情報であることから、**申告審理や調査の要否等の判断において、積極的に活用**されるほか、調査通知前の**意見聴取の段階で疑義が解消し、結果として調査の必要性がないと認められた場合**には、納税者の事務所等に臨場して行う帳簿書類の**調査に至らない**こともあり得る。

（国税庁ホームページから抜粋）

○　国税当局の活用状況



申告審理や調査の要否等の判断に活用

- この時点で調査の必要がないと判断すれば調査が不要となる

税務調査の調査通知前の意見聴取で疑問点が解消

- 臨場せずに調査省略へ

Ⅱ　書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

○　平成21年４月１日付「・・・(※) 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）【抜粋】

第１章「３　書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営」

添付書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、**意見聴取の際に十分聴取**するよう努める。

第２章第２節「３　意見聴取の内容」

制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて**個別・具体的に質疑を行う**などして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

第２章第２節「１　調査通知前の意見聴取の実施」

「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第１面「１　提示を受けた帳簿書類に関する事項」欄から第３面「５　総合所見」欄又「申告書に関する審査事項等記載書面」の第１面「１　相談を受けた事項」欄から第３面「５　総合所見」欄に全く記載がないものは、法第33条の２第１項又は第２項に規定する記載事項が記載されていないものであり、**添付書面に該当しないものであることから**、そのような添付書面が添付されていたとしても**補正依頼、意見聴取等を行う必要はない**ことに留意する。

第２章第２節「５　意見聴取結果の税理士等への連絡」

意見聴取結果を口頭により説明し、**「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しないケース**

① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して**指導した事項がある場合**

② 「申告書の作成に関する計算事項等記載書面」の第２面「３　計算し、整理した主な事項」欄及び第３面「５　総合所見」欄又は「申告書に関する審査事項等記載書面」の第２面「３　審査した主な事項」欄及び第３面「４　審査結果」欄に**記載がない場合**

③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、**明らかに記載に不備がある**又は**内容が具体性に欠ける**など、②に準ずると認められる場合

※　各事務系統において、「個人課税部門における」、「資産税事務における」、「法人課税部門における」及び「酒税に関する」事務運営指針を発出しています。

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（１／４）

税　　申告書（　　年分・　年 月 日 / 年 月 日 事業年度分・　　）に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面　33の2①

年　月　日
殿

※整理番号

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		有（　）・無
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の１から５までに掲げる事項であります。

1　提示を受けた帳簿書類に関する事項

帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称
①	②

2　自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等
③	④

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・・		・・	・・

（1／4）

令和４年度税制改正により、**令和６年４月１日以降の提出分から**様式改訂

- **添付書面の名称変更**
 - 旧：税理士法第33条の２第１項に規定する添付書面
 - 新：申告書の作成に関する計算事項等記載書面
- **第３面に「総合所見」欄の新設**

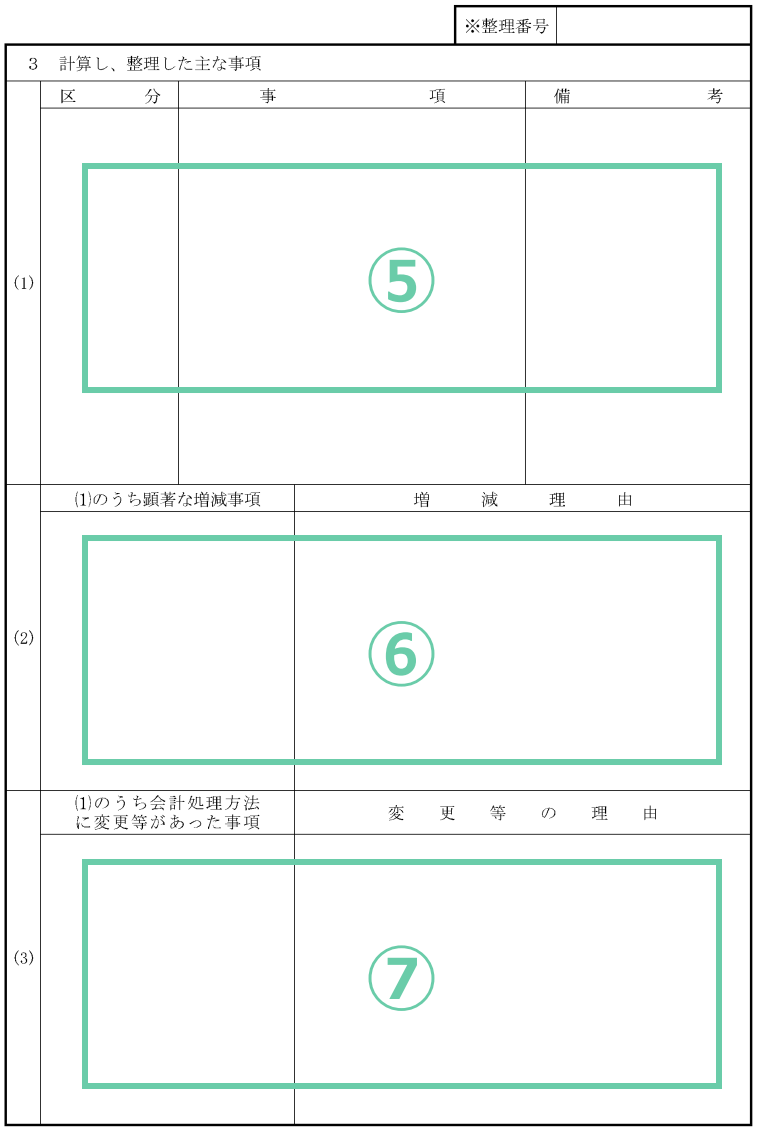
1　提示を受けた帳簿書類に関する事項

①	納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いた帳簿書類の名称を記載
②	納税者から提示を受けた帳簿書類のうち、検討の対象にしなかったものを記載

2　自ら作成記入した帳簿書類に関する事項

③	申告書の作成に当たって、税理士が自ら作成、記入した帳簿書類の名称を記載
④	申告書の作成を依頼された税理士が、帳簿書類を自ら作成、記入するに当たって、その基となった書類等の名称を記載

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（２／４）



※整理番号

3　計算し、整理した主な事項

	区　分	事　項	備　考
(1)		⑤	

	(1)のうち顕著な増減事項	増　減　理　由
(2)		⑥

	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変　更　等　の　理　由
(3)		⑦

（２／４）

３（１）計算し、整理した主な事項

⑤	区分	計算又は整理した勘定科目や申告調整科目のうち、主要なもの及び課税標準の計算に当たって特に重要と認められる科目を記載
	事項	「区分」ごとに、計算・整理した内容を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載
	備考	「区分」ごとに、計算・整理の際に留意した事項等を記載

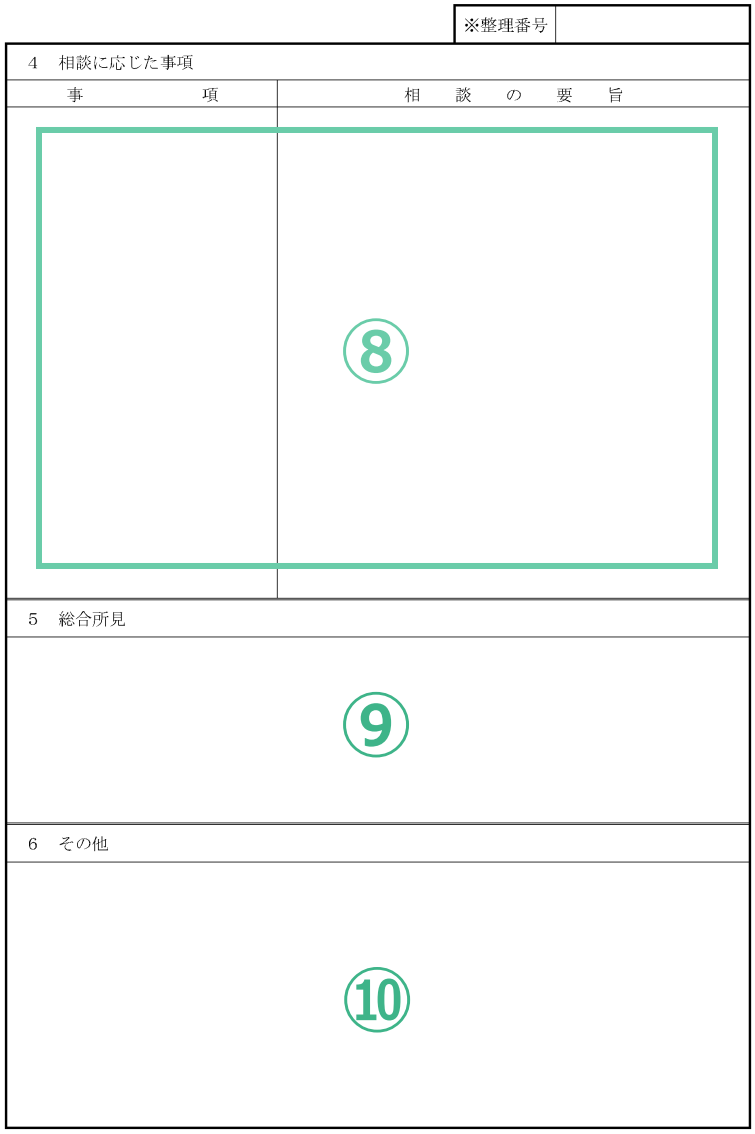
３（２）（１）のうち顕著な増減事項

⑥	事項	（１）に記載したもののうち、前期（前年）等と比較して金額が顕著に増減したものについて、その増減事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

３（３）（１）のうち会計処理方法に変更等があった事項

⑦	事項	（１）に記載したもののうち、当期（当年）において会計処理方法に変更等があった事項について、その変更等があった事項を記載
	理由	記載した事項ごとに、その原因・理由等を具体的に記載するとともに、関係資料との確認方法及びその程度を記載

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（３／４）



4　相談に応じた事項

⑧

事項　税理士法第２条第１項第３号に規定する税務相談に関し、特に重要な事項に関する相談項目を記載

要旨　記載した事項ごとに、その相談内容、回答要旨、申告書への反映状況等、税務上の留意点や処理について、指導・助言した状況を具体的に記載

5　総合所見

⑨

申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項の総合的な所見を記載

【例】
- 納税者の税務に対する姿勢・認識
- 経理状況・帳簿書類の保存状況
- 内部けんせいの状況
- 関与状況（どのような頻度で帳簿書類等の確認や税務相談に応じているか等）
- 事業の概況等

6　その他

⑩

- 各税理士会作成の業務チェックリスト等を活用して確認した場合には、その旨を記載
- １～５までの各欄に記載した事項以外の事項で、記載すべき事項があれば記載

【例】
申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、申告書作成に当たって留意した事項等

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式（４／４）

※整理番号	

＊追加記載する事項

A		
B	C	D
	⑪	

＊追加記載する事項

A		
B	C	D

（４／４）

※　追加記載する事項

⑪

１から６の各欄を使用しても、なお記載しきれない場合に使用
この場合、「Ａ」欄には１から６までの記載しきれなかった項目名を記載し、「Ｂ」欄から「Ｄ」欄には、「Ａ」欄に記載した項目の区分に応じて記載

【例１】

※　追記する事項		
Ａ　３　計算し、整理した主な事項（１）		
Ｂ　区分	Ｃ　事項	Ｄ　備考

【例２】

※　追記する事項		
Ａ　３　計算し、整理した主な事項（２）		
Ｂ　（１）のうち顕著な増減事項	Ｃ　増減理由	Ｄ　－

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式【資産税用】（１／２）

税　　申告書（　　年分・　年　月　日相続開始分）に係る

受付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）33の2①(資)

年　月　日
殿

※整理番号

税理士又は税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（　）　－
書面作成に係る税理士	氏名	
	事務所の所在地	電話（　）　－
	所属税理士会等	税理士会　支部　登録番号　第　号
税務代理権限証書の提出		
依頼者	氏名又は名称	
	住所又は事務所の所在地	電話（　）　－
相続税の場合	被相続人の氏名	
	被相続人の住所	

「被相続人」の氏名・住所欄を追加

私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の１から５までに掲げる事項であります。

１　提示を受けた書類等に関する事項

書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等

「帳簿書類等」から「書類等」に変更

２　自ら作成記入した書類等に関する事項

書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等

※事務処理欄	部門	業種			意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
					年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
					・　・		・　・	・　・

（１／４）

※整理番号

３　計算し、整理した主な事項

	区分	事項	備考
(1)			
	(1)のうち個別的・特徴的な事項	備考	
(2)			

令和６年４月１日以降の提出分から、**新たに資産税用の様式を制定**

「顕著な増減事項」から「個別的・特徴的な事項」に変更

（２／４）

Ⅲ　令和４年度税制改正後の添付書面様式【資産税用】（１／２）

※整理番号	

4　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨

5　総合所見

6　その他

（3／4）

所得税・法人税等の様式と同一

※整理番号	

＊追加記載する事項

A

B	C	D

＊追加記載する事項

A

B	C	D

（4／4）

Ⅳ　添付書面の具体的な作成基準

（日本税理士会連合会　添付書面作成基準（指針）から抜粋）

申告書の作成（審査）等に当たり、計算し、整理し又は相談に応じた事項や、審査した事項について、どのような帳簿や書類等を基に、どのように計算、整理等を行ったかを**具体的に記載**する。

- **計算し、整理した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したのか**
- 審査した主な事項について、どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認（審査）したのか
- **前年（度）と比較して顕著な増減が見受けられる事項について、どのような理由から増減したのか**
- **会計処理方法に変更等があった事項について、どのような理由からどのように変更したのか**
- **相談に応じた事項について、どのような相談があり、それに対してどのような指導又は確認をしたのか**
- 審査した事項について、その結果に至るまでに、どのような確認作業等を行ったのか

などを中心に、具体的かつ正確に記載する。

○　添付書面作成に当たっての留意事項

1　書面添付はあくまでも税理士の権利に基づくものであり、税務の専門家として納税者との委嘱契約に基づき、信頼関係を基本として行うものである。

2　**税理士の関与の程度と確認事項を開示**し、申告書の適正性を表明するものであるが、申告書の内容を全面的に保証するものではない。

3　法令を遵守し納税義務の適正な実現を図るために行った**業務の結果は申告書に反映**されるが、**添付書面は、その内容を更に詳細に開示**するものである。

4　書面の１欄から５欄は、計算し、整理し、相談に応じた事項を明らかにするものであり、これらの欄に全く記載がないものは、税理士法33条の２に規定する書面に該当しない。

相続税に係る有用事例

Ｖ－１　記載に当たっての留意事項

基本事項

申告書の作成に当たり、**税理士が確認し、又は相談を受けた内容等が同一で、書面への記載内容も同一となる場合**においては、その**相続人グループごとに連名で書面を作成することも可能**

➢　連名で作成する際は、依頼を受けた相続人代表者１名の氏名・住所を第１面「依頼者」欄に記載し、第３面「６　その他」欄に、依頼を受けた相続人全員の氏名・住所を記載

税務代理権限証書の提出		有　（　相続税　）　・　無
依頼者	氏名又は名称	国税　太郎
	住所又は事務所の所在地	愛知県　●●市　●● 電話（052）123-4567
相続税の場合	被相続人の氏名	財務　一郎
	被相続人の住所	愛知県　●●市　●●

提示を受けた書類等

「１　提示を受けた書類等に関する事項」欄は、「相続税の申告のためのチェックシート」、又は「税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート」を参照し、相続人等から提示を受けた書類を記載

１　提示を受けた書類等に関する事項	
書類等（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	左記の書類等以外の書類等
固定資産評価証明書、公図、住宅地図、登記事項証明書、保護預り証、預貯金通帳、保険証書、借入金残高証明書、確定申告書綴、遺産分割協議書、葬式費用の領収書、相続人関係図、戸籍謄本、公租公課の領収書	

Ⅴ－２　各チェックシート様式

相続税

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート



（名古屋税理士会・東海税理士会・名古屋国税局）

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面（申告書の作成に関する計算事項等記載書面（書））の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、確認欄及び添付の有無欄「□」に✓点記入してください。

（注）・ 法定添付書面は確認書面欄に「●」、提出をお願いしている書面は確認書面欄に「○」を表示しています。添付書面がある場合には、添付欄「□」に✓点記入をお願いします。
・ 確認書面欄において、「◇」で表示している書面は、添付の必要はございませんが、当該書面を添付することで、申告書作成の過程が厚ちかとなり、提出した方がよいと判断した場合は、添付欄「□」に✓点記入の上、当該確認書面の提出をお願いいたします。

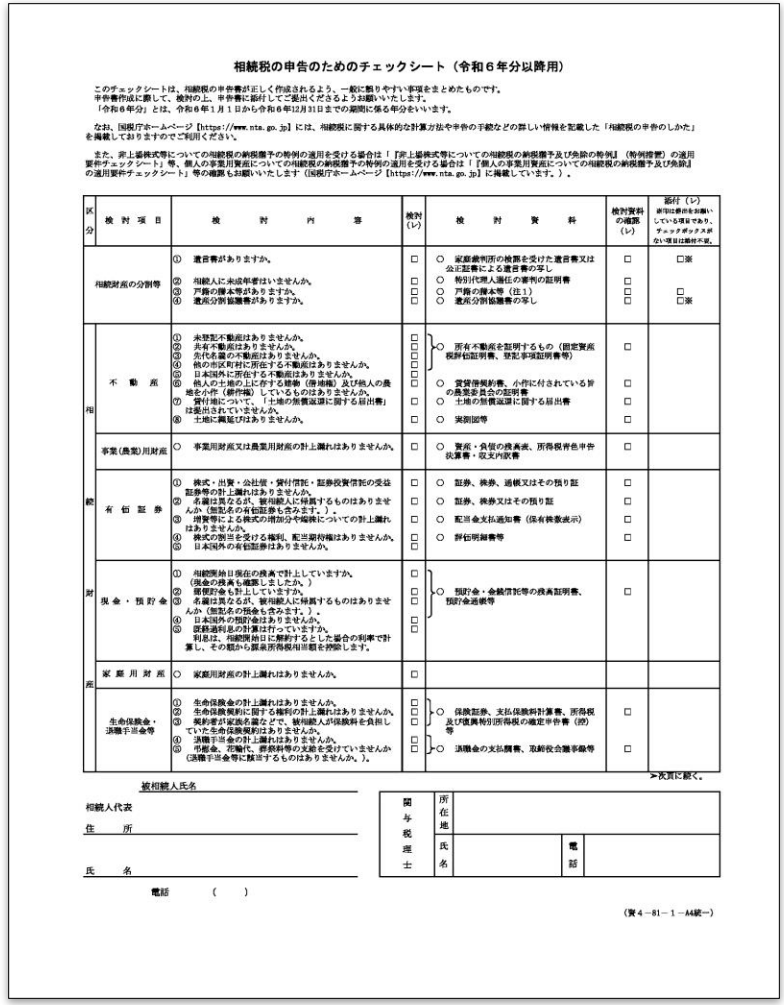
（令和８年１月以降提出用）

項目		確認事項（確認欄にチェックしてください）	確認書類	確認(レ)	該当の有無(レ)	添付(レ)
相続人等		① 法定相続人に誤りはありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	－	□
		② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	□	□有□無	□
相続財産の分割等		① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□有□無	□
		② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	□	□有□無	□
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。		□	□有□無	
		② 共有不動産はありませんか。	◇ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）	□	□有□無	□
		③ 先代名義の不動産はありませんか。		□	□有□無	
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		□	□有□無	
		⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	□有□無	□
		⑥ 土地（山林）について、調延びによる実測の必要性を検討されましたか。	◇ 実測図等	□	－	□
	有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	◇ 証券、通帳又はその預り証	□	□有□無	□
		② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による端株等はありませんか。	◇ 評価明細書、配当金支払調書等	□	□有□無	□
	現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から引き出された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	◇ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　年分確認）	□	□有□無	□
		② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		□	－	
		③ 名義（子、孫、嫁子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		□	□有□無	
		④ 既経過利息の計算は行っていますか。		□	□有□無	
	事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	◇ 貸借・負債の残高表（青色決算書又は収支内訳書（控））	□	□有□無	□
		② 家庭用財産はありませんか。		□	□有□無	
	生命保険金	① 生命保険金はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書等	□	□有□無	□
		② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		□	－	
	退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	◇ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	□	□有□無	□
	立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	□	□有□無	□
	その他の財産	① 未収金（給与、地代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	□	□有□無	□
		② 未収金に該当しないもの（弔慰給付金、未払年金等）を含めていませんか。		□	□有□無	
		③ 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 借用証、法人税確定申告書（控）等	□	□有□無	□

1

名古屋国税局HP掲載（ホーム／税に関する情報／書面添付制度／税理士又は税理士法人の皆様へ）

相続税の申告のためのチェックシート



相続税の申告のためのチェックシート（令和６年分以降用）

このチェックシートは、相続税の申告書が正しく作成されるよう、一般に誤りやすい事項をまとめたものです。
申告書作成に際して、検討の上、申告書に添付してご提出くださるようお願いいたします。
「令和６年分」とは、令和６年１月１日から令和６年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。

また、非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例』（特例措置）の適用要件チェックシート」等、個人の事業用資産についての相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合は「『個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除』の適用要件チェックシート」等の確認もお願いいたします（国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に掲載しています。）。

区分	検討項目	検討内容	検討(レ)	検討資料	検討資料の確認(レ)	添付(レ) 添付は参考をお願いしている項目であり、チェックボックスがない項目は提出不要。
	相続財産の分割等	① 遺言書がありますか。	□	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書又は公正証書による遺言書の写し	□	□※
		② 相続人に未成年者はいませんか。	□	○ 特別代理人選任の審判の証明書	□	
		③ 戸籍の謄本等がありますか。	□	○ 戸籍の謄本等（注１）	□	□
		④ 遺産分割協議書がありますか。	□	○ 遺産分割協議書の写し	□	□※
相続財産	不動産	① 未登記不動産はありませんか。	□	○ 所有不動産を証明するもの（固定資産税評価証明書、登記事項証明書等）	□	
		② 共有不動産はありませんか。	□			
		③ 先代名義の不動産はありませんか。	□			
		④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑤ 日本国外に所在する不動産はありませんか。	□			
		⑥ 他人の土地の上に存する建物（借地権）及び他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	□	○ 賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	
		⑦ 貸付地について、「土地の無償返還に関する届出書」は提出されていませんか。	□	○ 土地の無償返還に関する届出書	□	
		⑧ 土地に異動（分割）はありませんか。	□	○ 実測図等	□	
	事業（農業）用財産	① 事業用財産又は農業用財産の計上漏れはありませんか。	□	○ 貸借・負債の残高表、所得税青色申告決算書・収支内訳書	□	
	有価証券	① 株式・出資・公社債・貸付信託・証券投資信託の受益証券等の計上漏れはありませんか。	□	○ 証券、株券、通帳又はその預り証	□	
		② 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	□	○ 証券、株券又はその預り証	□	
		③ 増資等による株式の増加分や端株についての計上漏れはありませんか。	□	○ 配当金支払通知書（保有株数表示）	□	
		④ 株式の割当を受ける権利、配当期待権はありませんか。	□	○ 評価明細書等	□	
		⑤ 日本国外の有価証券はありませんか。	□			
	現金・預貯金	① 相続開始日現在の残高で計上していますか。（現金の残高も確認しましたか。）	□	○ 預貯金・金銭信託等の残高証明書、預貯金通帳等	□	
		② 郵便貯金も計上していますか。	□			
		③ 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の預金も含みます。）。	□			
		④ 日本国外の預貯金はありませんか。	□			
		⑤ 既経過利息の計算は行っていますか。 利息は、相続開始日に解約するとした場合の利率で計算し、その額から源泉所得税相当額を控除します。	□			
	家庭用財産	○ 家庭用財産の計上漏れはありませんか。	□			
	生命保険金・退職手当金等	① 生命保険金の計上漏れはありませんか。	□	○ 保険証券、支払保険料計算書、所得税及び復興特別所得税の確定申告書（控）等	□	
		② 生命保険契約に関する権利の計上漏れはありませんか。	□			
		③ 契約者が被保険者などで、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約はありませんか。	□			
		④ 退職手当金の計上漏れはありませんか。	□			
		⑤ 弔慰金、花輪代、葬祭料等の支給を受けていませんか（退職手当金等に該当するものはありませんか。）。	□	○ 退職金の支払調書、取締役会議事録等	□	

➢次頁に続く。

被相続人氏名

相続人代表

住　所

氏　名

電話　（　）

関与税理士	所在地	
	氏名	電話

（第４－81－１－A4統一）

国税庁HP掲載（ホーム／刊行物等／パンフレット・手引／相続税・贈与税関係／相続税・贈与税の申告のしかた・手引きなど）

Ｖ－３　モデルケース（関係者･財産の明細）

相続関係図



※平成26年
××市の土地の売却(２億円)



被相続人A
令和３年１月相続開始
住所：〇〇市△△１－１
Ｙ（株）元代表（創業者）



長男C
住所：〇〇市△△１－１
Ｙ（株）代表取締役



長女D
住所：◇◇県●●市
会社員



配偶者B
住所：〇〇市△△１－１
無職



二男E
住所：××市◆◆町
Ｙ（株）専務取締役



Y株式会社
昭和●年設立、不動産仲介業
所在地：◇◇市●●町５－３
元代表者（創業者）：A
現代表者：C

申告内容（財産の明細書）

種類	所在場所等	価額
宅地 （居住用）	〇〇市△△１－１	50,000,000
自用家屋 (木造･２)	〇〇市△△１－１	7,500,000
貸家 (鉄コ･３)	××市◇◇町１－３	16,000,000
株式	Y株式会社 ◇市●●町５－３	97,000,000
現金	〇〇市△△１－１	3,000,000
預貯金 (普通預金)	〇〇銀行△△支店	12,000,000
預貯金 (定期預金)	〇〇銀行△△支店	10,000,000
預貯金 (定期預金)	〇〇銀行△△支店 （配偶者B名義）	10,000,000
預貯金 (普通預金)	××銀行〇〇支店	5,000,000

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

具体的でない記載例

・勘定科目ごとの具体的な業務内容（どのような書類や帳簿に基づき、どのように確認したか）
・計算・整理の際に留意した事項

例１

３　計算し、整理した主な事項			
	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	預貯金	残高証明書及び預金通帳を確認し、適正に計上した。	
（２）	（１）のうち個別的・特徴的な事項		
	特になし		

確認した書類の範囲（口座名義・期間）などの具体的な記載がされていない。

例２

３　計算し、整理した主な事項			
	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	長男Ｃから聴き取りを行い、手持ち現金として100万円計上した。	
（２）	（１）のうち個別的・特徴的な事項		
	特になし		

聴取内容や検討過程などが記載されていない。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例１を具体的に記載すると

具体的な記載例

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	預貯金	平成25年１月からの取引状況等について、被相続人の預貯金通帳を分析すると、●●銀行△△支店の被相続人名義の預金から令和元年12月15日に15,000千円が現金で出金されていたが、長男Ｃの子（孫３名）に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。	確認した金融機関は次のとおり。 ・●●銀行△△支店 ・××銀行〇〇支店 「事項」欄以外の分析結果は、申告書に別紙「入出金一覧表」を添付。

入出金一覧表

●●銀行△△支店

H30.1.10　10,000千円
- Ｔ保険へ払込

H30.12.25　3,300千円
- 孫３名へ110万円ずつ贈与

R１.12.15　15,000千円
- 孫３名へ教育資金贈与

「事項」欄には、特に重要な内容を記載し、「備考」欄には、分析した書類の内訳や申告書に添付した参考資料の有無を記載すると、確認した範囲・分析結果がより明確となる。

- 記載例の様に、「事項」欄に記載したもの以外で確認し、説明すべき事項がある際は、「備考」欄への簡記、又は参考資料（一覧表等）を申告書に添付した上で、その旨を備考欄に記載する。

	（１）のうち個別的・特徴的な事項	備　　考
（２）	預貯金	相続開始７年前の平成26年５月に××市〇〇町〇〇－〇（宅地）を２億円で譲渡しており、税金△△万円のほか、△△万円は貸アパート（××市◇◇町10－３）の建築資金に充て、残り10,000千円については、〇〇銀行〇〇支店の被相続人名義の定期預金（10,000千円）として、相続開始時点まで預け入れられていたことを確認した。

過去に不動産などの高額の譲渡があった場合、被相続人の財産形成に大きな影響を与えることから、売却代金がどのような形で財産として残っているかを記載する。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例２を具体的に記載すると

具体的な記載例

○　パターン１

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	現金については、被相続人の通帳を確認し、相続開始直前の令和△△年△月△△日に○○銀行○○支店の被相続人名義の普通預金から出金された△△万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 なお、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は、葬儀費用（◇◇社へ●円、××寺へ●円）の支払分を除き、●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。	

通帳からの出金など、検討した結果が具体的に記載されている。
➢　税理士や弁護士などの第三者が金庫等の保管状況を確認した際は、その旨を記載することで、聴き取り内容の具体性がより増す。

○　パターン２

３　計算し、整理した主な事項

	区　　分	事　　項	備　　考
（１）	現金	被相続人の預貯金通帳を分析すると、令和２年10月から相続開始日までの約３ヶ月間、被相続人名義の××銀行○○支店の普通預金口座から、週に１回、2,000千円の現金出金があったため、二男Ｅに対して、出金の理由等を確認したところ、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは分からない。」との回答があり、確認した資料からもその使途は解明できなかった。	・出金状況は以下のとおり。 R2.10.4　2,000千円 R2.10.12　2,000千円

通帳等から分析した内容と、相続人からの聴取内容を具体的に記載することで、納税者に対する責任の範囲も明確化される。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

具体的でない記載例

例３

・ 税務相談のうち、申告書の課税標準等の計算に関して特に重要な項目
・ 相談の結果、どのように反映されたか（どのような指導又は確認をしたのか）

４　相談に応じた事項	
事　　項	相　談　の　要　旨
相続財産の範囲	財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した。

税理士側の説明事項のみで、説明後の対応や申告への反映結果が記載されていない。

例４

・ ①納税者の税務に関する姿勢・認識、②法人・個人の経理状況、帳簿書類の保存状況、③内部けんせいの状況、④関与度合、⑤業況などを具体的に記載

５　総合所見
特になし
６　その他
特になし

相続人の協力態度など、申告書の作成に当たっての所見が記載されていない。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例３を具体的に記載すると

具体的な記載例

４　相談に応じた事項

事　　項	相　談　の　要　旨
相続財産の範囲	財産の名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を相続人に説明した上で、各相続人の名義財産について、以下のとおり、被相続人からの贈与の有無、原資、管理・運用状況を確認した（確認した財産は別紙のとおり）。 配偶者Ｂ名義の○○銀行○○支店の定期預金（1,000万円）については、届出印や通帳等の管理状況、被相続人と配偶者の収入状況を確認し、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。 相談に応じた事項について、相続人への聴き取り内容や確認した資料が記載されているとともに、税理士が検討した結果まで記載されている。 長女Ｄに対しては、本人を含めた家族名義預金のうち、被相続人に帰属する預金がないか、長男Ｃを通じて確認を取ったが、原資や管理・運用状況等について、明確な回答は得られなかった。再度、直接長女Ｄに確認したところ、他の相続人に家族名義預金の内容を知られたくないとの理由から、具体的な説明はなかった。 相続人とのやりとりと資料不足等により確認できなかった点が詳しく記載されている。

Ⅴ－４　具体的でない記載と具体的な記載例

相続税

例４を具体的に記載すると

具体的な記載例

５　総合所見
申告書の作成に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」を活用し、各項目の確認を行い、検討した。
６　その他
私は、被相続人が代表を務めていたＹ株式会社の顧問税理士を20年程前からしており、毎月訪問・指導を行い、また、被相続人の所得税申告についても関与していた。 関与する中で、被相続人から相続対策の相談を受けたため、孫３名に対する教育資金や110万円の生前贈与を提案し、実行している。 総じて相続人である配偶者Ｂ、長男Ｃの申告・納税に関する意識も高く、書類の保管・提出状況も良好であった。

税理士関与の状況や相続人の協力態度等が詳しく記載されている。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
土　　地	○　自宅に保管された権利証及び○市からの固定資産税通知書等を確認したが、先代名義の土地は確認できなかった。 ○　●●町●●－●（宅地）については、登記事項証明書により持分を確認の上、共有持分により評価を行った。 ○　現況地目及び土地の利用状況（建物の利用状況）等については、現地確認を行うとともに、公図及び測量図を基に土地の形状を確認の上、評価を行った。 ○　●●町●●－●（宅地）の評価額については、実測図が法務局に届けられていたことから、当該図面を基に実測面積で計算した。 ○　●●町●●－●（宅地）の評価に当たり、同土地上の貸ビルＡ全●室のうち空室となっている▲室は、空室期間の利用状況及び賃借人の募集状況等の事実関係を総合勘案した結果、相続開始時点において賃貸の用に供されているとは認められなかったことから、貸家建付地の評価に際し床面積による賃貸割合に応じて、評価額を算出した。 ○　●●町●●－●（宅地）については、被相続人が主宰する㈱Ｂに賃貸し、同法人が貸ビルを建てて利用しているが、当該賃貸借について、同法人に保管されていた無償返還の届出書の提出を確認したので、自用地評価額の80%相当額で評価し、㈱Ｂの株式評価上、純資産価額に20%相当額を計上した。	土地建物の評価に当たっては、「相続税の申告のためのチェックシート」も参考に、未登記物件や共有物件の有無のほか、現地確認の結果や賃貸借契約等の状況を踏まえ、**個別事情がある不動産については、その事情及び評価額算出に当たっての考え方**をできるだけ具体的に記載（必要に応じて別紙に物件ごとの状況等を記載）していただくと有用です。
建　　物	○　貸ビルＣ（●●町●●－●）の評価に当たっては、相続開始時点における貸付状況を賃貸借契約書及び賃料が入金される預金通帳（●●銀行●●支店）で確認した上で、賃貸割合に応じて評価した。 ○　●●町●●－●の建物については、相続開始時において建築中（●年●月完成予定）であったため、その家屋の費用現価を契約書等により確認し、その100分の70に相当する金額によって評価した。	

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
有価証券	○　㈱Ｄの株式について、家族名義分も含めて検討した結果、●（○株）、▲（○株）、◆（○株）（●、▲、◆は具体的な氏名）名義の株式は、設立時から配当金が被相続人名義の銀行●●支店に振り込まれており、各名義人はいずれも自身で株式購入資金を出したことはなく、自身名義の㈱Ｄの株式があるとの認識もないと話しているほか、名義人に株主総会の開催通知が届いていない状況等から、被相続人に帰属する株式と判断し、相続財産として計上した。 ○　各相続人及び孫名義の上場株式については、贈与証書により、被相続人から各名義人に贈与された事実を確認することができたことから、被相続人の財産とは認められなかった。 ○　㈱Ｅの株式の評価に当たっては、純資産価額の算定において、被相続人の死亡を保険事故として、㈱Ｅが生命保険金を受け取り、これを原資として、退職金を支払っていることから、資産の部に「生命保険金請求権」、負債の部に「保険差益に対する法人税額等」及び「未払退職金」をそれぞれ計上した。 ○　上場株式については、相続人から●●証券●●支店及び▲▲証券▲▲支店の２社の取引明細が提示されたため、各証券会社から平成●年●月から令和●年●月までの顧客勘定元帳及び相続開始日現在の残高証明書を取り寄せるとともに、配当金の支払いがある株式については、上場株式配当等の支払通知書により株式数を確認の上、単位未満株も含めて相続財産として計上した。 ○　預金通帳（被相続人名義●●銀行●●支店）を確認すると、平成●年●月●日に、●●証券●●支店から●円の振込みがあったため、●●証券●●支店から顧客勘定元帳を取り寄せ、取引の有無を確認したが、同●年●月●日に口座を閉鎖しており、相続開始時点での取引はなかった。	有価証券の財産計上に当たっては、**名義は異なる**ものの被相続人に帰属するものであるのか、**過去に贈与**されたものであるのかについて、**購入資金の検討**も含めて確認結果をできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 また、純資産価額方式による取引相場のない株式の評価に当たっては、評価明細書第５表のうち**相続税評価額と帳簿価額の差異**について、できるだけ具体的に記載していただくと有用です。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例	留意事項
現金 預貯金	○　現金については、相続人Ｆから、自宅の金庫に●円保管されていたとの聴き取り及び預貯金の取引状況により、相続開始日の所有額を推計するとともに、聴き取りを行った際には自宅金庫に●円保管されていることを確認し、差額は●名義の預金口座（●銀行●支店）へ入金されていることを通帳で確認した。 ○　預貯金は、家族（妻、子）名義も含めて、平成●年●月からの取引状況等について、相続人の収入及び生活状況を勘案の上、検討した（確認した通帳の写しを添付）。 ○　妻Ｂ名義の●●銀行●●支店の定期預金（▲▲万円）は、被相続人の経常収入（不動産収入）を原資として作成されたものであり、妻に確認したところ、贈与された認識はなく、届出印や通帳等の管理状況から、被相続人に帰属する財産であると判断し、相続財産として計上した。 ○　定期預金については、既経過利息も含めて相続財産に計上した。 ○　被相続人名義の●銀行●支店普通預金口座から、毎月、30万円の出金があったため、妻に聴き取りを行うとともに、家計簿等を確認すると、生活費として費消されていたため、相続税や贈与税の申告が必要な財産はないと判断した。 ○　被相続人と相続人の預貯金通帳を分析（詳細な分析結果は別紙）すると、被相続人名義の預金から平成●年●月●日に1,500万円が現金で出金されていたが、相続人Ｂの長男に対して教育資金の贈与を行っており、特例の適用に関して必要な手続きは全て完了していた。 ○　被相続人の預貯金通帳を分析すると、平成●年●月から相続開始日までの間、被相続人名義の複数の口座から、２～３か月に１回、200万円の現金出金があったため、子Ｇに対して、出金の理由等を確認したが、「別居しているし、お金の話はしたことがないので、何に使ったかは一切知らない。」との回答に終始し、確認した資料からもその使途は解明できなかった。	現金については、**相続開始直前**の預貯金の払い出しや**相続開始直後**の費消などについてできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 預貯金については、確認の基となった通帳、取引履歴などの書類及び過去の高額入出金の確認事績並びに家族名義預金の有無（**判断根拠**）などについてできるだけ具体的に記載していただくと有用です。 また、**相続開始前の預金の推移**についても分析を行っている場合は、その分析項目及び判断結果等を、根拠とともに具体的に記載していただくと有用です。
その他の財産	○　●●生命保険の保険契約の契約者が妻Ｈ名義（契約番号●）及び長男Ｉ名義（同●）であったが、保険料は、被相続人名義●●銀行●●支店の普通預金口座から出金されていたことから、保険料負担者は被相続人と判断し、生命保険に関する権利として相続財産に計上した。	
債務 葬式費用	○　借入金については、残高証明書により金額を確定させ、相続人から返済状況等を聴き取るとともに、その使途が相続財産として計上した賃貸アパート（●市●町）の建築資金であることを確認した。 ○　預り保証金については、賃貸借契約書により確認した。 ○　葬式費用等の領収書を確認し、葬式費用として控除できるものを分別した上で、計上した。	借入金については、その使途（相続財産へ反映されているか否か）などについてもできるだけ具体的に記載していただくと有用です。

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

３（２）（１）のうち個別的･特徴的な事項

区分	記載例	留意事項
建物、現金･預貯金、債務	○　平成●年●月に建築した貸アパート（●●町●●－●）の建築資金は、●●銀行●●支店の被相続人名義の預金のうち▲▲万円及び●●銀行●●支店からの借入金▲▲万円を充てている（それぞれ当時の通帳で確認）。	高額財産を取得等している場合、その**資金の調達先**について確認等された内容を具体的に記載していただくと有用です。
現金預貯金	○　相続開始７年前から、●●病の治療･入院費及び薬代として、年間200万円（１か月当たり約15万円）の出金が認められた。 ○　相続開始直前の令和▲▲年▲月▲▲日に●●銀行●●支店の被相続人名義の普通預金から出金された▲▲万円は、長男が葬儀に備え出金したものであり、相続開始時点では現金で手元に保管されていたものと認められたため、現金として計上した。 ○　相続開始３年前の●年●月に●●町●●－●（宅地）を▲▲万円で譲渡しており、税金▲▲万円のほか、▲▲万円は上記の貸アパート（●●町●－●）の建築資金に充て、残り▲▲万円については、相続開始時点においても●●銀行●●支店の被相続人名義で契約された貸金庫（契約番号●）に保管されていたため、現金として計上した。	**相続開始前の預貯金口座からの多額の出金等**について、その流れや使途を分析･聴取された場合、その内容について具体的に記載していただくと有用です。

※　個別的･特徴的な事項については、記載に苦慮することと思いますが、調査の実施の判断に重要な事項でもあるため、より具体的に記載していただくと有用なものとなります。

Ｖ－５　その他記載例（相続税）

相続税

４　相談に応じた事項

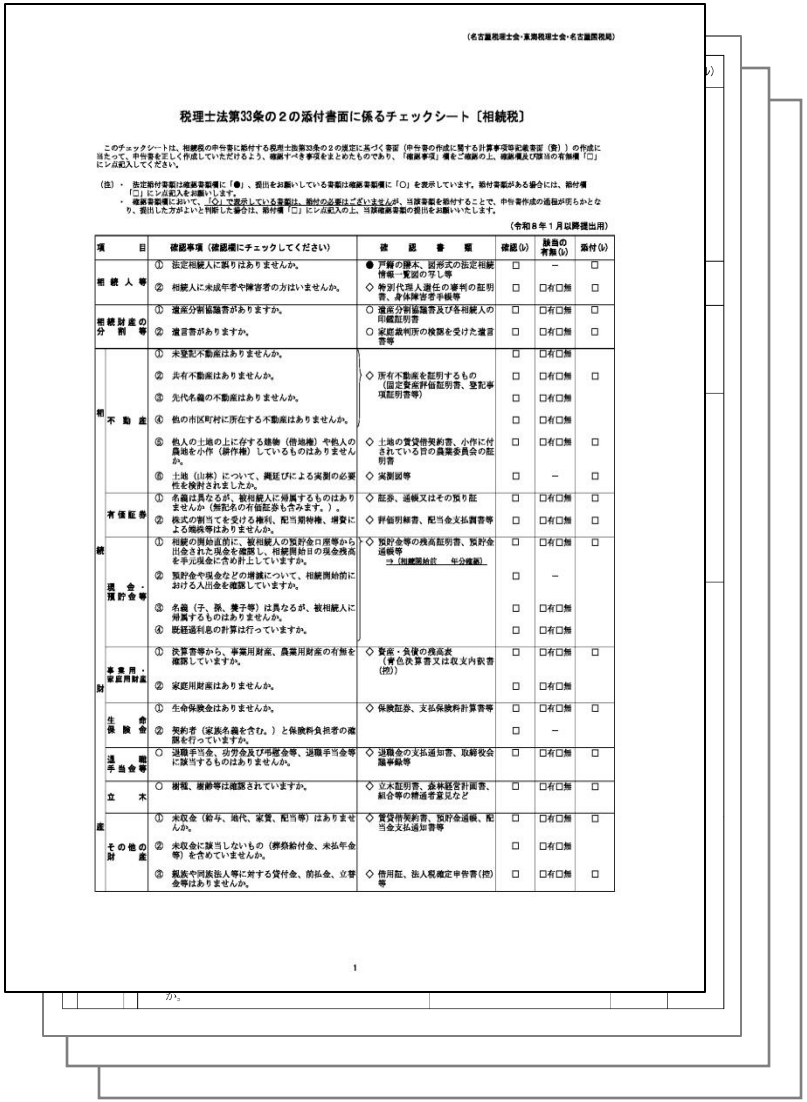
区分	記載例
相続財産の範囲	○　名義にかかわらず、被相続人に帰属する財産は相続財産として計上する必要がある旨を各相続人に説明した上で、各相続人及びその家族の名義財産について、被相続人からの贈与の有無、原資、管理運用状況を確認した。 確認の結果、Ｊ名義の有価証券（銘柄：●、▲株）については、Ｊがその存在について不知であり、被相続人の預金が原資となっていることが、被相続人名義の預貯金通帳等から判明したため、相続財産として計上した。
遺産分割協議	○　申告に当たっては、各種特例を最大限に活用できるよう遺産分割を行いたい旨の相談があったため、本件に適用可能である相法19の2（配偶者に対する相続税額の軽減）及び措法69の4　（小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例）の各規定を最大限に適用する場合の計算方法について説明した。 なお、預貯金については、配偶者が▲▲万円取得し、残りを各相続人が均等に相続すると合意したため、●銀行●支店の定期預金（口座番号●）については配偶者が取得し、その他の預金については解約した上で、均等に配分した。 また、全ての相続人の合意のもと、居住用建物の敷地について、小規模宅地等の特例を適用することとし、配偶者が単独で取得することとなった。

Ⅴ－５　その他記載例（相続税）

相続税

６　その他

区分	記載例
家族名義預金 不　明　出　金	○　申告書の作成に当たっては、「税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート【相続税】」を活用し、各項目の確認を行ったほか、次の点を検討した。 ・　家族名義預金のうち被相続人の借名預金と判断したもの以外の預貯金は、各々の収入を原資として蓄積されたものであるとの申述があり、確認した通帳等からは、申述を覆す事実は見つからなかったことから、各相続人の固有財産と判断した。 ・　平成●年●月からの預貯金を通帳により確認したところ、△△万円のＡＴＭからの出金が数回見受けられたが、その使途や贈与の有無を相続人Ｋに対して聴き取りを行い、贈与加算すべきものの有無などを検討した。 　その結果、相続開始直前の出金△△万円は、相続開始日において費消されていなかったものと想定されることから現金として計上したが、その他の出金については使途が解明され、問題点は認められなかった（検討内容等は別紙のとおり）。



（名古屋税理士会・東海税理士会・名古屋国税局）

税理士法第33条の２の添付書面に係るチェックシート【相続税】

このチェックシートは、相続税の申告書に添付する税理士法第33条の２の規定に基づく書面（申告書の作成に関する計算事項等記載書面（表））の作成に当たって、申告書を正しく作成していただけるよう、確認すべき事項をまとめたものであり、「確認事項」欄をご確認の上、確認欄及び該当の有無欄「□」に☑点記入してください。

（注）・　法定相続情報証明制度を利用している場合は確認書面欄に「○」を表示しています。添付書面がある場合には、添付欄「□」に☑点記入をお願いします。
・　確認書面欄において、「○」で表示している書面は、添付の必要はございませんが、当該書面を添付することで、申告書作成の過程が明らかとなり、提出した方がよいと判断した場合は、添付欄「□」に☑点記入の上、当該確認書面の提出をお願いいたします。

（令和８年１月以降提出用）

項　目	確認事項（確認欄にチェックしてください）	確　認　書　類	確認(レ)	該当の有無(レ)	添付(レ)
相続人等	① 法定相続人に誤りはありませんか。	● 戸籍の謄本、図形式の法定相続情報一覧図の写し等	□	－	□
	② 相続人に未成年者や障害者の方はいませんか。	◇ 特別代理人選任の審判の証明書、身体障害者手帳等	□	□有□無	□
相続財産の分割等	① 遺産分割協議書がありますか。	○ 遺産分割協議書及び各相続人の印鑑証明書	□	□有□無	□
	② 遺言書がありますか。	○ 家庭裁判所の検認を受けた遺言書等	□	□有□無	□
相続財産 不動産	① 未登記不動産はありませんか。		□	□有□無	
	② 共有不動産はありませんか。	◇ 所有不動産を証明するもの（固定資産評価証明書、登記事項証明書等）	□	□有□無	□
	③ 先代名義の不動産はありませんか。		□	□有□無	
	④ 他の市区町村に所在する不動産はありませんか。		□	□有□無	
	⑤ 他人の土地の上に存する建物（借地権）や他人の農地を小作（耕作権）しているものはありませんか。	◇ 土地の賃貸借契約書、小作に付されている旨の農業委員会の証明書	□	□有□無	□
	⑥ 土地（山林）について、測量などによる実測の必要性を検討されましたか。	◇ 実測図等	□	－	□
相続財産 有価証券	① 名義は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか（無記名の有価証券も含みます。）。	◇ 証券、通帳又はその預り証	□	□有□無	□
	② 株式の割当てを受ける権利、配当期待権、増資による職務等はありませんか。	◇ 評価明細書、配当金支払調書等	□	□有□無	□
相続財産 現金・預貯金等	① 相続の開始直前に、被相続人の預貯金口座等から引出された現金を確認し、相続開始日の現金残高を手元現金に含め計上していますか。	◇ 預貯金等の残高証明書、預貯金通帳等 ⇒（相続開始前　年分確認）	□	□有□無	□
	② 預貯金や現金などの増減について、相続開始前における入出金を確認していますか。		□	－	
	③ 名義（子、孫、妻子等）は異なるが、被相続人に帰属するものはありませんか。		□	□有□無	
	④ 既経過利息の計算は行っていますか。		□	□有□無	
相続財産 事業用・家庭用財産	① 決算書等から、事業用財産、農業用財産の有無を確認していますか。	◇ 貸借・損益の残高表（青色決算書又は収支内訳書（控））	□	□有□無	□
	② 家庭用財産はありませんか。		□	□有□無	
生命保険金	① 生命保険金はありませんか。	◇ 保険証券、支払保険料計算書等	□	□有□無	□
	② 契約者（家族名義を含む。）と保険料負担者の確認を行っていますか。		□	－	
退職手当金等	○ 退職手当金、功労金及び弔慰金等、退職手当金等に該当するものはありませんか。	◇ 退職金の支払通知書、取締役会議事録等	□	□有□無	□
立木	○ 樹種、樹齢等は確認されていますか。	◇ 立木証明書、森林経営計画書、組合等の精通者意見など	□	□有□無	□
その他の財産	① 未収金（給与、賃代、家賃、配当等）はありませんか。	◇ 賃貸借契約書、預貯金通帳、配当金支払通知書等	□	□有□無	□
	② 未収金に該当しないもの（弔慰給付金、未払年金等）を含めていませんか。		□	□有□無	
	③ 親族や同族法人等に対する貸付金、前払金、立替金等はありませんか。	◇ 借用証、法人税確定申告書（控）等	□	□有□無	□

1

Ⅴ－６　その他記載例（贈与税）

３（１）　計算し、整理した主な事項

区分	記載例
土　　地	○　土地の評価額については、法務局に届けられている測量図に基づき、実測面積で計算した。
現　　金	○　贈与日は、贈与者からの振込年月日を預金通帳（○○銀行○○支店普通預金本人名義）により確認した。 ○　現金は、全て居住用の土地建物の取得資金に充てられていることを、通帳及び契約書から確認した。
生命保険	○　満期により受け取った生命保険金に係る保険契約者は本人であったが、保険料は契約当初から全て父が負担していたため、贈与財産と判断した。

４　相談に応じた事項

区分	記載例
贈与税の相続時精算課税制度の適用	○　納税者から、相続時精算課税の適用について、相談を受けたことから、特例の適否について、チェック表に基づき検討した上で、適用効果（今後の贈与や将来の相続時の取扱い）を説明するとともに、贈与者に相続が発生するまでの間、書類の保存が必要である旨の説明を行った。
住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用	○　納税者から、令和●年●月●日の現金贈与については、住宅を取得するためのものであり、住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用を受けたいとの相談を受けたことから、当該特例の適用要件を満たしているかどうかチェック表で確認するとともに、概要を説明した上で、同特例を適用した申告書を作成した。 　なお、建物は、未完成であったことから、現地確認をしたところ、屋根（骨組みを含む。）は完成しており、その他の特例要件も充足していることを確認したため、家屋の登記事項証明書は、居住後速やかに提出するよう指導した。